

第 3 章

子ども・子育て支援施策の具体的展開

施策目標 1 地域で安心して出産し、子育てができる環境の整備

施策 1 情報提供・相談体制の充実

1 現状と課題

子育て情報誌やリーフレットの配布、インターネットを活用したウェブサイトの運営やメール配信など、多様な媒体を活用して出産や子育ての支援に関する情報を提供し、子育て世代の情報格差の解消を図っています。また、子どもや家庭に関する様々な悩みや不安に対応するため、子ども家庭支援センター「たち」では専門相談員が面談等により子育ての相談に対応するとともに、子ども家庭支援センター「しらとり」と連携して24時間体制で電話相談に対応しています。

子育てへの不安や精神的な不安から児童虐待に至るケースが増えるなかで、保護者が一人で悩みや不安を抱え込むことがないように、また支援が必要な家庭へ早期に支援の手が届くよう、情報入手や相談をより気軽にできる環境づくりを進めるとともに、関係機関の連携により妊娠期からの切れ目のない支援体制が必要です。

2 施策の方向性

出産や子育ての支援に関する情報をいつでも簡単に入手できるよう、引き続きインターネットや情報誌などの多様な媒体を活用して提供していくとともに、幼稚園や保育所、各種子育て支援事業の利用に係る相談・支援を身近な地域において行うための体制の充実を図ります。

また、子ども家庭支援センターでは24時間体制で電話相談を受け付け、育児不安や精神的不安の解消を図るとともに、関係機関と連携して支援が必要な家庭の早期把握とその後のきめ細やかな対応に努めます。

3 重点的取組

項目名	計画期間中（平成27～31年度）の取組内容
子育て情報等推進事業	出産や子育ての支援に関する情報を、インターネットや子育て情報誌などの多様な媒体を活用して提供するとともに、その内容の充実を図ります。
利用者支援事業	子育て家庭が幼稚園や保育所、各種子育て支援事業を円滑に利用できるよう、情報の収集・提供や利用に係る相談・支援等を身近な地域において行う事業を市内各所において実施します。

4 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」

利用者支援事業

＜基本情報＞

事業概要	子育て家庭が幼稚園や保育所、各種子育て支援事業を円滑に利用できるよう、情報の収集・提供や利用に係る相談・支援等を身近な地域において行う事業
事業提供区域	教育・保育提供区域（第1章 - 6「教育・保育提供区域」（21ページ）を参照）と同様の6区域で設定
目標事業量の見込みの設定	身近な地域において行う事業として、事業提供区域ごとに1か所を設定

＜確保方策の方向性・考え方＞

現在、利用者支援事業を実施しているのは、子ども家庭支援センター「たち」及び子ども家庭支援センター「しらとり」の2か所です。今後は、事業提供区域ごとに1か所ずつ、計6か所での実施を目指します。

＜事業計画（平成27～31年度）＞

【市内全域】

区分		現状 (H25)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み(A)			6か所	6か所	6か所	6か所	6か所
確保 方策	子ども家庭支援センター	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	公共施設等	0か所	0か所	0か所	0か所	4か所	4か所
提供事業量(B)		2か所	2か所	2か所	2か所	6か所	6か所
差異(B-A)			▲4か所	▲4か所	▲4か所	0か所	0か所

施策2 地域における子育て支援

1 現状と課題

在宅で子育てをする家庭を対象に、各保育所では園庭開放や子育てひろばなどの親子交流活動や子育て相談事業を実施し、子育て中の保護者の孤立化の防止や育児に係る負担感の軽減を図っています。また、市の保育士やボランティアが実施している子育てひろばでは、文化センター等の施設を活用し、身近な地域で親子が気軽に集い、交流できる場を提供するとともに、参加している保護者の子育て相談に対応しています。

地域の様々な人材や団体、施設などの社会資源との連携や協働を図り、地域全体で子ども・子育てを支える環境づくりを進めるとともに、その取組がより効果的・効率的に機能していくよう、地域における更なる支援体制の再構築が必要となっています。

2 施策の方向性

平成25年度に策定した「今後の保育行政のあり方に関する基本方針」に基づく6エリア構想の下、市立保育所（基幹保育所）を各エリアの拠点として地域における子育て支援体制の充実を図ります。また併せて、支援体制の再構築に向けた取組を進めます。

3 重点的取組

項目名	計画期間中（平成27～31年度）の取組内容
地域子育て支援事業（市立保育所）	○市立保育所を重点集約化し、地域子育て支援機能の拡充を図ります。 ○6エリア構想の下、市立保育所（基幹保育所）を各エリアの拠点として、アウトリーチ型の事業展開の検討も含め、地域の子育て支援機能の充実を図ります。
子育てひろば事業	私立保育園や子ども家庭支援センター等での子育てひろば事業について、市立保育所の地域子育て支援機能拡充の動向と歩調を合わせて、地域の需要量に見合った事業提供体制を整備します。

4 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」

地域子育て支援拠点（子育てひろば）事業

＜基本情報＞

事業概要	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業
事業提供区域	教育・保育提供区域（第1章 - 6「教育・保育提供区域」（21ページ）を参照）と同様の6区域で設定
目標事業量の見込みの設定	市民意向調査に基づくニーズ量の推計により設定

＜確保方策の方向性・考え方＞

国・東京都基準の子育てひろば事業については、地域間の提供体制の均衡に配慮し、拡充の方向性でニーズ量に応じた提供体制を確保します。また、市単独事業による子育てひろば事業（開催頻度等の実施水準が国・東京都の定める水準に満たないもの）については、当面の間は提供体制を補完する役割として継続実施し、国・東京都基準の子育てひろば事業の充実と併せて実施形態の見直しを図ります。

＜事業計画（平成27～31年度）＞

【市内全域】

区分		現状 (H25)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み(A)	人回		196,374	192,321	188,356	185,698	183,080
確保方策	私立保育園等	8か所	8か所	8か所	8か所	7か所	7か所
	市立保育所	0か所	0か所	0か所	0か所	6か所	6か所
	子ども家庭支援センター	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	b a b y c a f e	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
提供事業量(B)	人回	170,680	170,680	170,680	170,680	194,860	194,860
差異(B-A)	人回		▲25,694	▲21,641	▲17,676	9,162	11,780

【第1区域】

区分		現状 (H25)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み(A)	人回		40,153	39,324	38,513	37,970	37,434
確保 方策	私立保育園	4か所	4か所	4か所	4か所	3か所	3か所
	市立保育所	0か所	0か所	0か所	0か所	1か所	1か所
提供事業量(B)	人回	38,123	38,123	38,123	38,123	38,903	38,903
差異(B-A)	人回		▲2,030	▲1,201	▲390	933	1,469

【第2区域】

区分		現状 (H25)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み(A)	人回		38,793	37,993	37,210	36,684	36,167
確保 方策	私立保育園	3か所	3か所	3か所	3か所	2か所	2か所
	市立保育所	0か所	0か所	0か所	0か所	1か所	1か所
提供事業量(B)	人回	35,616	35,616	35,616	35,616	36,396	36,396
差異(B-A)	人回		▲3,177	▲2,377	▲1,594	▲288	229

【第3区域】

区分		現状 (H25)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み(A)	人回		31,176	30,533	29,903	29,481	29,066
確保 方策	市立保育所	0か所	0か所	0か所	0か所	1か所	1か所
	b a b y c a f e	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
提供事業量(B)	人回	27,798	27,798	27,798	27,798	32,478	32,478
差異(B-A)	人回		▲3,378	▲2,735	▲2,105	2,997	3,412

【第4区域】

区分		現状 (H25)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み(A)	人回		24,182	23,683	23,195	22,868	22,545
確保 方策	市立保育所	0か所	0か所	0か所	0か所	1か所	1か所
	子ども家庭支援センター	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
提供事業量(B)	人回	17,695	17,695	17,695	17,695	22,375	22,375
差異(B-A)	人回		▲6,487	▲5,988	▲5,500	▲493	▲170

【第5区域】

区分		現状 (H25)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み(A)	人回		22,455	21,991	21,538	21,234	20,935
確保 方策	市立保育所	0か所	0か所	0か所	0か所	1か所	1か所
	子ども家庭支援センター	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
提供事業量(B)	人回	22,175	22,175	22,175	22,175	26,855	26,855
差異(B-A)	人回		▲280	184	637	5,621	5,920

【第6区域】

区分		現状 (H25)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み(A)	人回		39,615	38,797	37,997	37,461	36,933
確保 方策	私立保育園等	1か所	1か所	1か所	1か所	2か所	2か所
	市立保育所	0か所	0か所	0か所	0か所	1か所	1か所
提供事業量(B)	人回	29,273	29,273	29,273	29,273	37,853	37,853
差異(B-A)	人回		▲10,342	▲9,524	▲8,724	392	920

施策目標 2 質の高い幼児期の教育・保育の提供

施策 3 質の高い幼児期の教育・保育の提供

1 現状と課題

新制度では、子どものための教育・保育給付が創設されることから、教育・保育給付のあり方については、各施設・事業所に対する運営支援等の現状を踏まえ、利用者負担のあり方と併せて検討する必要があります。

今後、教育・保育を提供する施設や事業主体が更に多様化することが見込まれますが、子どもの健やかな発達や学びの連続性を保障していくため、質の高い幼児期の教育・保育の提供を図り、幼児期の教育を担う全ての施設が小学校を含めた地域資源と連携していくことが求められます。

また、現状では、市内に認定こども園がないことから、新制度の趣旨や市民の意向を踏まえ、その設置に向けた対応が求められています。

2 施策の方向性

教育・保育給付に係る給付費及び利用者負担について、国が示す公定価格等の制度設計を踏まえ、市単独で実施している給付や利用者負担の設定の適正なあり方を検討し、見直しを進めます。

また、教育・保育の質を確保し、保育施設等を安心して利用できる環境を整備するため、巡回支援や保育従事者に対する研修等を充実するとともに、幼稚園教諭・保育士・小学校教員が相互理解を図るための合同研修や子どもの交流活動の機会の創出を図るなど、幼・保・小の連携に向けた取組を進めます。

認定こども園については、計画期間内を目途にあらゆる資源の活用を視野に入れて、その設置を目指します。

3 重点的取組

項目名	計画期間中（平成27～31年度）の取組内容
子どものための教育・保育給付	新制度に基づく子どものための教育・保育給付を行うとともに、市単独で実施している給付については、新制度の趣旨や認定区分ごとのバランスを考慮し、見直しを進めます。
利用者負担のあり方の検討	国の基準に基づき市が設定する利用者負担については、認定区分ごとのバランスや、国の基準額と市の設定額の関係について適正な水準を検討し、見直しを進めます。
教育・保育の質の確保	「今後の保育行政のあり方に関する基本方針」に基づき、外部評価の受審の促進、新規に開設した保育施設等への巡回支援を実施するほか、教育・保育施設等における合同の研修会や学習会の開催に向けた取組を進めます。

4 地域子ども・子育て支援事業への対応

(1) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

支給認定保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する国の新たな事業です。

国の動向を踏まえて、適宜、事業を実施します。

(2) 多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための、国の新たな事業です。

国の動向を踏まえて、適宜、事業を実施します。

施策4 保育所等待機児童の解消

1 現状と課題

本市ではこれまで、増加する保育需要に適切に対応するため、認可保育所の開設や定員増はもとより、認可保育所の分園や認証保育所の新設等の取組を積極的に進めてきましたが、女性の就労意向の変化や転入者の増加等による保育需要の増加により、待機児童の解消には至りませんでした。

このことから、今後は多様な施設又は事業者から質の高い教育・保育が、保護者の選択に基づき適切に提供されるよう、市内における教育・保育の提供体制の整備を計画的に進める必要があります。

2 施策の方向性

子育て家庭に必要な保育サービスを提供するため、地域における将来的な就学前児童人口とニーズ量を踏まえ、既存施設の有効活用等のソフト面の手法と施設の整備等によるハード面の手法により、保育サービス量の拡充に取り組みます。

施設整備については、私立保育園の整備を行うほか、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持つ認定こども園や、少人数の3歳未満児を保育する家庭的保育事業等の地域型保育事業の整備についても検討しながら、待機児童の解消を図ります。

3 重点的取組

項目名	計画期間中（平成27～31年度）の取組内容
教育・保育施設	○施設型給付の対象となる幼稚園や幼稚園型認定こども園等へ移行する幼稚園に対して、移行支援を行います。 ○「今後の保育行政のあり方に関する基本方針」に基づき、私立保育園を中心に待機児童への対応を図ることを基本として、必要となる支援を行います。 ○幼稚園・保育所等の既存施設における、地域型保育事業の連携施設や卒園後の受入先等としての機能強化について、検討を進めます。
地域型保育事業	一定の圏域内において連携施設や卒園後の受入先等が確保されることを前提に、地域型保育事業の整備を進めます。
認可外保育所（認証保育所）	今後も東京都と連携し、運営面等において必要となる支援を積極的に行います。また、他の類型（認可保育所等）への移行については、利用児童処遇や保育の継続性が確保され、また保育の質と量の両面において充実が図られることを前提に対応を図ります。

4 教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」

<基本情報>

事業概要	<p>就学前の子どもに対して、それぞれの家庭の状況に応じて※必要とされる教育・保育を幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業等を通じて提供するもの</p> <p>※ 家庭の状況に応じて次のとおり就学前の子どもを区分し、事業計画を策定しています。</p> <table border="1" data-bbox="475 595 1377 891"> <tr> <td data-bbox="475 595 651 689">1号認定</td> <td data-bbox="651 595 1377 689">満3歳以上で、教育を希望する場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 689 651 786">2号認定</td> <td data-bbox="651 689 1377 786">満3歳以上で、保護者の就労等により保育所等での保育を希望する場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 786 651 891">3号認定</td> <td data-bbox="651 786 1377 891">満3歳未満で、保護者の就労等により保育所等での保育を希望する場合</td> </tr> </table> <p>(第1章-1-(2)「【特集】子ども・子育て支援新制度の概要」(6～9ページ)を参照)</p>	1号認定	満3歳以上で、教育を希望する場合	2号認定	満3歳以上で、保護者の就労等により保育所等での保育を希望する場合	3号認定	満3歳未満で、保護者の就労等により保育所等での保育を希望する場合
1号認定	満3歳以上で、教育を希望する場合						
2号認定	満3歳以上で、保護者の就労等により保育所等での保育を希望する場合						
3号認定	満3歳未満で、保護者の就労等により保育所等での保育を希望する場合						
教育・保育提供区域	<p>▼1号認定 市内全域を1区域として設定</p> <p>▼2号認定及び3号認定 6区域(第1章-6「教育・保育提供区域」(21ページ)を参照)</p>						
目標事業量の見込みの設定	市民意向調査に基づくニーズ量の推計により設定						

<確保方策の方向性・考え方>

▼1号認定

既存施設によりニーズに応じた提供体制が確保されています。

▼2号認定(学校教育の利用希望が強い)

認定こども園によりニーズに応じていくことが基本とされていますが、幼稚園における預かり保育の実施状況に鑑み、当面の間は幼稚園を確保方策と位置付けるとともに、計画期間内を目途にあらゆる資源の活用を視野に入れて認定こども園の設置を目指します。

▼2号認定(上記以外)及び3号認定

保育需要の高まりから待機児童が生じています。保育施設等の不足分については、平成29年度を目途に、主として私立保育園の整備により対応します。なお、地域型保育事業の連携施設や卒園後の受入先等の確保が可能であると見込まれる場合においては、地域型保育事業の整備も併せて対応を図ります。なお、認証保育所についても引き続き有効な保育資源と位置付け、大規模な住宅開発事業等に併せた整備を検討します。

<事業計画（平成27～31年度）>

【市内全域】

区分	単位	現状（H26）				H27					
		保育に 欠けない	保育に欠ける			1号	2号		3号		
			3歳 以上	3歳 以上	0歳		1・2 歳	学校教 育の利 用希望 が強い	左記 以外	0歳	1・2 歳
量の見込み（A）	人					3,208	685	2,625	551	2,081	
確保 方策	特定教育・保育施設 【対象施設】 ・認定こども園 ・幼稚園 ・保育所	か所	42				47				
	人		2,723	353	1,442	740		2,749	354	1,456	
	上記以外の幼稚園	か所	20				15				
	人	4,405				3,830					
	特定地域型保育事業 【対象事業】 ・小規模保育事業 ・家庭的保育事業 ・居宅訪問型保育 事業 ・事業所内保育事業	か所								0	
	人								0	0	
	認可外保育施設等 【対象施設】 ・認証保育所 ・家庭的保育事業 （都事業） ・定期利用保育 （保育室）	か所		20			19				
	人		109	118	365			109	111	349	
	提供事業量（B）	人	4,405	2,832	471	1,807	4,570	0	2,858	465	1,805
	調整（C）※	人					▲685	685	0		
差異（B+C-A）	人					677	0	233	▲86	▲276	

※ 調整…[1号]又は[2号/左記以外]の提供事業量の一部を[2号/学校教育の利用希望が強い]に組み替えるもの。以降同様。

【市内全域】

区分	単位	H28					H29					
		1号	2号		3号		1号	2号		3号		
			学校教育の 利用希望 が強い	左記 以外	0歳	1・2 歳		学校教育の 利用希望 が強い	左記 以外	0歳	1・2 歳	
量の見込み (A)	人	3,140	670	2,569	537	2,043	3,073	656	2,515	523	2,007	
確保 方 策	特定教育・保育施設 【対象施設】 ・認定こども園 ・幼稚園 ・保育所	か所	51					54				
	人	740	/	2,950	389	1,576	740	/	3,094	410	1,641	
	上記以外の幼稚園	か所	15	/	/	/	15	/	/	/	/	
	人	3,830	/	/	/	3,830	/	/	/	/		
	特定地域型保育事業 【対象事業】 ・小規模保育事業 ・家庭的保育事業 ・居宅訪問型保育 事業 ・事業所内保育事業	か所	/	/	/	/	2	/	/	/	3	
	人	/	/	/	3	12	/	/	/	7	27	
	認可外保育施設等 【対象施設】 ・認証保育所 ・家庭的保育事業 (都事業) ・定期利用保育 (保育室)	か所	/	/	/	/	16	/	/	/	16	
	人	/	/	109	106	339	/	/	109	106	339	
	提供事業量 (B)	人	4,570	0	3,059	498	1,927	4,570	0	3,203	523	2,007
	調整 (C)	人	▲670	670	0	/	/	▲656	656	0	/	/
差異 (B+C-A)	人	760	0	490	▲39	▲116	841	0	688	0	0	

【市内全域】

区分	単位	H30					H31					
		1号	2号		3号		1号	2号		3号		
			学校教育の 利用希望 が強い	左記 以外	0歳	1・2 歳		学校教育の 利用希望 が強い	左記 以外	0歳	1・2 歳	
量の見込み（A）	人	3,027	646	2,477	512	1,983	2,982	637	2,440	502	1,961	
確保 方策	特定教育・保育施設 【対象施設】 ・認定こども園 ・幼稚園 ・保育所	か所	54					54				
	人	740	/	3,082	410	1,629	740	/	3,045	407	1,625	
	上記以外の幼稚園	か所	15	/	/	/	/	15	/	/	/	/
		人	3,830	/	/	/	/	3,830	/	/	/	/
	特定地域型保育事業 【対象事業】 ・小規模保育事業 ・家庭的保育事業 ・居宅訪問型保育 事業 ・事業所内保育事業	か所	/	/	/	/	/	3	/	/	/	3
		人	/	/	/	7	27	/	/	/	7	27
	認可外保育施設等 【対象施設】 ・認証保育所 ・家庭的保育事業 （都事業） ・定期利用保育 （保育室）	か所	/	/	/	/	/	16	/	/	/	16
		人	/	/	109	106	339	/	/	109	106	339
	提供事業量（B）	人	4,570	0	3,191	523	1,995	4,570	0	3,154	520	1,991
	調整（C）	人	▲646	646	0	/	/	▲637	637	0	/	/
差異（B+C-A）	人	897	0	714	11	12	951	0	714	18	30	

【第1区域（2号認定及び3号認定のみ）】

区分	単位	現状（H26）			H27				
		保育に欠ける			2号		3号		
		3歳以上	0歳	1・2歳	学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳	
量の見込み（A）	人				149	570	112	427	
確保方針	特定教育・保育施設	か所			8			8	
		人	586	79	316		592	79	322
	特定地域型保育事業	か所						0	0
		人						0	0
認可外保育施設等	か所				3			3	
	人	27	20	55		27	20	55	
提供事業量（B）	人	613	99	371		619	99	377	
調整（C）	人				149	0			
差異（B+C-A）	人				0	49	▲13	▲50	

区分	単位	H28				H29			
		2号		3号		2号		3号	
		学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳	学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
量の見込み（A）	人	145	558	109	419	143	547	106	412
確保方針	特定教育・保育施設	か所			9				9
		人	640	89	346		641	89	338
	特定地域型保育事業	か所				1			1
		人			2	8		2	8
認可外保育施設等	か所				1			1	
	人	27	17	48		27	17	48	
提供事業量（B）	人	667	108	402		668	108	394	
調整（C）	人	145	0			143	0		
差異（B+C-A）	人	0	109	▲1	▲17	0	121	2	▲18

区分	単位	H30				H31			
		2号		3号		2号		3号	
		学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳	学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
量の見込み（A）	人	140	538	104	407	138	530	102	402
確保方針	特定教育・保育施設	か所			9				9
		人	630	89	338		614	89	338
	特定地域型保育事業	か所				1			1
		人			2	8		2	8
認可外保育施設等	か所				1			1	
	人	27	17	48		27	17	48	
提供事業量（B）	人	657	108	394		641	108	394	
調整（C）	人	140	0			138	0		
差異（B+C-A）	人	0	119	4	▲13	0	111	6	▲8

【第2区域（2号認定及び3号認定のみ）】

区分	単位	現状（H26）				H27			
		保育に欠ける				2号		3号	
		3歳以上	0歳	1・2歳	学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳	
量の見込み（A）	人				138	530	102	424	
確保方針	特定教育・保育施設	か所			10			10	
		人	521	81	310		540	82	318
	特定地域型保育事業	か所							0
		人						0	0
認可外保育施設等	か所				5			5	
	人	20	21	57		20	21	57	
提供事業量（B）	人	541	102	367		560	103	375	
調整（C）	人				138	0			
差異（B+C-A）	人				0	30	1	▲49	

区分	単位	H28				H29				
		2号		3号		2号		3号		
		学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳	学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳	
量の見込み（A）	人	135	519	99	416	133	508	96	409	
確保方針	特定教育・保育施設	か所			10				11	
		人		540	84	322		587	90	347
	特定地域型保育事業	か所				1				1
		人			1	4			1	4
認可外保育施設等	か所				4				4	
	人		20	19	54		20	19	54	
提供事業量（B）	人		560	104	380		607	110	405	
調整（C）	人	135	0			133	0			
差異（B+C-A）	人	0	41	5	▲36	0	99	14	▲4	

区分	単位	H30				H31				
		2号		3号		2号		3号		
		学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳	学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳	
量の見込み（A）	人	131	500	95	404	129	493	93	400	
確保方針	特定教育・保育施設	か所			11				11	
		人		586	90	347		584	90	347
	特定地域型保育事業	か所				1				1
		人			1	4			1	4
認可外保育施設等	か所				4				4	
	人		20	19	54		20	19	54	
提供事業量（B）	人		606	110	405		604	110	405	
調整（C）	人	131	0			129	0			
差異（B+C-A）	人	0	106	15	1	0	111	17	5	

【第3区域（2号認定及び3号認定のみ）】

区分	単位	現状（H26）				H27			
		保育に欠ける				2号		3号	
		3歳以上	0歳	1・2歳	学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳	
量の見込み（A）	人					105	402	86	333
確保方策	特定教育・保育施設	か所							6
		人	359	45	180		360	45	180
	特定地域型保育事業	か所							0
		人						0	0
認可外保育施設等	か所								4
	人	32	31	89		32	31	89	
提供事業量（B）	人	391	76	269		392	76	269	
調整（C）	人					105	0		
差異（B+C-A）	人					0	▲10	▲10	▲64

区分	単位	H28				H29			
		2号		3号		2号		3号	
		学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳	学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
量の見込み（A）	人	103	394	84	327	100	385	82	322
確保方策	特定教育・保育施設	か所							7
		人	405	50	207		450	56	233
	特定地域型保育事業	か所							0
		人			0	0		0	0
認可外保育施設等	か所								4
	人	32	31	89		32	31	89	
提供事業量（B）	人	437	81	296		482	87	322	
調整（C）	人	103	0			100	0		
差異（B+C-A）	人	0	43	▲3	▲31	0	97	5	0

区分	単位	H30				H31			
		2号		3号		2号		3号	
		学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳	学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
量の見込み（A）	人	99	380	80	317	98	374	78	314
確保方策	特定教育・保育施設	か所							8
		人	449	56	233		447	56	233
	特定地域型保育事業	か所							0
		人			0	0		0	0
認可外保育施設等	か所								4
	人	32	31	89		32	31	89	
提供事業量（B）	人	481	87	322		479	87	322	
調整（C）	人	99	0			98	0		
差異（B+C-A）	人	0	101	7	5	0	105	9	8

【第4区域（2号認定及び3号認定のみ）】

区分	単位	現状（H26）				H27			
		保育に欠ける				2号		3号	
		3歳以上	0歳	1・2歳		学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
量の見込み（A）	人					78	298	74	244
確保 方策	特定教育・保育施設	か所			5				5
		人	333	47	204		333	47	204
	特定地域型保育事業	か所							0
		人						0	0
認可外保育施設等	か所			2				2	
	人	6	19	58		6	19	58	
提供事業量（B）	人	339	66	262		339	66	262	
調整（C）	人					78	0		
差異（B+C-A）	人					0	41	▲8	18

区分	単位	H28				H29			
		2号		3号		2号		3号	
		学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳	学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
量の見込み（A）	人	76	291	73	240	74	285	71	235
確保 方策	特定教育・保育施設	か所			5				5
		人		333	47	203		333	47
	特定地域型保育事業	か所				0			0
		人			0	0			0
認可外保育施設等	か所				2				2
	人		6	19	58		6	19	58
提供事業量（B）	人		339	66	261		339	66	261
調整（C）	人	76	0			74	0		
差異（B+C-A）	人	0	48	▲7	21	0	54	▲5	26

区分	単位	H30				H31			
		2号		3号		2号		3号	
		学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳	学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
量の見込み（A）	人	73	281	69	233	72	277	68	230
確保 方策	特定教育・保育施設	か所			5				5
		人		334	47	202		333	47
	特定地域型保育事業	か所				0			0
		人			0	0			0
認可外保育施設等	か所				2				2
	人		6	19	58		6	19	58
提供事業量（B）	人		340	66	260		339	66	260
調整（C）	人	73	0			72	0		
差異（B+C-A）	人	0	59	▲3	27	0	62	▲2	30

【第5区域（2号認定及び3号認定のみ）】

区分	単位	現状（H26）			H27				
		保育に欠ける			2号		3号		
		3歳以上	0歳	1・2歳	学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳	
量の見込み（A）	人				78	301	62	240	
確保方針	特定教育・保育施設	か所			4			4	
		人	396	37	166		396	37	166
	特定地域型保育事業	か所						0	0
		人						0	0
認可外保育施設等	か所				3			2	
	人	19	15	62		19	8	46	
提供事業量（B）	人	415	52	228		415	45	212	
調整（C）	人				78	0			
差異（B+C-A）	人				0	114	▲17	▲28	

区分	単位	H28				H29			
		2号		3号		2号		3号	
		学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳	学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
量の見込み（A）	人	77	294	60	236	75	288	59	231
確保方針	特定教育・保育施設	か所			4				4
		人	396	36	166		396	36	164
	特定地域型保育事業	か所				0			1
		人			0	0		4	15
認可外保育施設等	か所				2			2	
	人	19	8	46		19	8	46	
提供事業量（B）	人	415	44	212		415	48	225	
調整（C）	人	77	0			75	0		
差異（B+C-A）	人	0	121	▲16	▲24	0	127	▲11	▲6

区分	単位	H30				H31			
		2号		3号		2号		3号	
		学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳	学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
量の見込み（A）	人	74	284	57	229	73	279	56	226
確保方針	特定教育・保育施設	か所			4				4
		人	396	36	159		388	34	156
	特定地域型保育事業	か所				1			1
		人			4	15		4	15
認可外保育施設等	か所				2			2	
	人	19	8	46		19	8	46	
提供事業量（B）	人	415	48	220		407	46	217	
調整（C）	人	74	0			73	0		
差異（B+C-A）	人	0	131	▲9	▲9	0	128	▲10	▲9

【第6区域（2号認定及び3号認定のみ）】

区分	単位	現状（H26）			H27				
		保育に欠ける			2号		3号		
		3歳以上	0歳	1・2歳	学校教育の 利用希望 が強い	左記 以外	0歳	1・2歳	
量の見込み（A）	人				137	524	115	413	
確保 方策	特定教育・保育施設	か所						9	
		人	528	64	266		528	64	266
	特定地域型保育事業	か所							0
		人						0	0
認可外保育施設等	か所							3	
	人	5	12	44		5	12	44	
提供事業量（B）	人	533	76	310		533	76	310	
調整（C）	人				137	0			
差異（B+C-A）	人				0	9	▲39	▲103	

区分	単位	H28				H29				
		2号		3号		2号		3号		
		学校教育の 利用希望 が強い	左記 以外	0歳	1・2歳	学校教育の 利用希望 が強い	左記 以外	0歳	1・2歳	
量の見込み（A）	人	134	513	112	405	131	502	109	398	
確保 方策	特定教育・保育施設	か所							11	
		人		636	83	332		687	92	356
	特定地域型保育事業	か所								0
		人			0	0			0	0
認可外保育施設等	か所								3	
	人		5	12	44		5	12	44	
提供事業量（B）	人		641	95	376		692	104	400	
調整（C）	人	134	0			131	0			
差異（B+C-A）	人	0	128	▲17	▲29	0	190	▲5	2	

区分	単位	H30				H31				
		2号		3号		2号		3号		
		学校教育の 利用希望 が強い	左記 以外	0歳	1・2歳	学校教育の 利用希望 が強い	左記 以外	0歳	1・2歳	
量の見込み（A）	人	129	494	107	393	127	487	105	389	
確保 方策	特定教育・保育施設	か所							12	
		人		687	92	350		679	91	349
	特定地域型保育事業	か所								0
		人			0	0			0	0
認可外保育施設等	か所								3	
	人		5	12	44		5	12	44	
提供事業量（B）	人		692	104	394		684	103	393	
調整（C）	人	129	0			127	0			
差異（B+C-A）	人	0	198	▲3	1	0	197	▲2	4	

施策5 多様な保育ニーズへの対応

1 現状と課題

生活様式の変化に伴い多様化する保育ニーズに対応するため、延長保育や休日保育、病児・病後児保育、一時預かり・特定保育、トワイライトステイなどを実施しています。

今後も引き続き、こうした多様な保育へのニーズの高まりに対し、適切に対応していくことが求められています。

2 施策の方向性

多様な実施主体の協力を得ながら、延長保育時間の拡大、休日保育、一時預かり・特定保育、病児・病後児保育などの保育サービスの充実に努めます。

3 重点的取組

項目名	計画期間中（平成27～31年度）の取組内容
午後8時までの延長保育の実施	市内の全ての私立保育園において、利用者ニーズを踏まえた延長保育を実施することを支援していきます。
一時預かり・特定保育事業	市内の認可保育所のうち、一時預かり・特定保育を実施する施設数の増加を目指します。

4 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」

(1) 時間外（延長）保育事業

<基本情報>

事業概要	認定こども園、保育所等において、通常の利用日及び利用時間以外に保育認定を受けた入所児を保育する事業
事業提供区域	市内全域を1区域として設定
目標事業量の見込みの設定	市民意向調査に基づくニーズ量の推計により設定

<確保方策の方向性・考え方>

全認可保育所において午後7時以降までの延長保育を継続して実施します。

また、新たに設置する認定こども園及び地域型保育事業においても、設置者の意向を踏まえ、延長保育を実施するよう努めます。

<事業計画（平成27～31年度）>

【市内全域】

区分		現状 (H25)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み(A)	人		2,664	2,610	2,556	2,521	2,485
確保方策		全認可保育所で実施 (利用希望のある入所者全員に提供)					
提供事業量(B)	人		2,664	2,610	2,556	2,521	2,485
差異(B-A)	人		0	0	0	0	0

(2) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

<基本情報>

事業概要	保護者が出産、疾病などの理由で、子どもの養育が一時的に困難な場合に、施設において子どもを泊まりがけで預かる事業
事業提供区域	市内全域を1区域として設定
目標事業量の見込みの設定	市民意向調査に基づくニーズ量の推計により設定

<確保方策の方向性・考え方>

現行でショートステイを実施している3か所において、事業を継続して実施します。

<事業計画（平成27～31年度）>

【市内全域】

区分		現状 (H25)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み(A)	人日		2,238	2,191	2,145	2,114	2,083
確保方策		3か所 定員12人					
提供事業量(B)	人日	4,380	4,380	4,380	4,380	4,380	4,380
差異(B-A)	人日		2,142	2,189	2,235	2,266	2,297

(3) 一時預かり事業等

ア 一時預かり事業、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）及びファミリー・サポート・センター事業

<基本情報>

事業概要	<p>▼一時預かり事業 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった子ども（乳幼児）を、主として昼間において認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において一時的に預かる事業 ※ 認可保育所においては特定保育と一体的に実施</p> <p>▼子育て短期支援事業（トワイライトステイ） 保護者が仕事その他の理由により平日の夜間等に不在となり、家庭において養育を行うことが困難となった子どもを施設において預かる事業</p> <p>▼ファミリー・サポート・センター事業 子どもの預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員組織を設置し、相互援助活動に関する連絡・調整等を行う事業</p>
事業提供区域	<p>▼一時預かり事業 教育・保育提供区域（第1章 - 6「教育・保育提供区域」（21ページ）を参照）と同様の6区域で設定</p> <p>▼子育て短期支援事業（トワイライトステイ）及びファミリー・サポート・センター事業 市内全域を1区域として設定</p>
目標事業量の見込みの設定	市民意向調査に基づくニーズ量の推計により設定

<確保方策の方向性・考え方>

一時預かり専用の定員を設定した一時預かり事業については、地域間の提供体制の均衡に配慮し、拡充の方向性でニーズ量に応じた提供体制を確保します。また、これを補完する役割として、保育施設等の入所定員の空きを利用した一時預かり事業を併せて実施します。トワイライトステイ及びファミリー・サポート・センター事業については、現行の提供体制にて継続して実施します。

<事業計画（平成27～31年度）>

【市内全域】

区分		現状 (H25)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み(A)	人日		100,167	98,132	96,141	94,793	93,465
確保 方策	一時預かり事業	16か所 定員 174人	18か所 定員 186人	18か所 定員 186人	18か所 定員 186人	21か所 定員 228人	21か所 定員 228人
	トワイライトステイ	2か所 定員67人	2か所 定員67人	2か所 定員67人	2か所 定員67人	2か所 定員67人	2か所 定員67人
	ファミリー・サポート ・センター事業	提供会員 434人	提供会員 400人	提供会員 400人	提供会員 400人	提供会員 400人	提供会員 400人
提供事業量(B)	人日	88,712	90,064	90,064	90,064	100,984	100,984
差異(B-A)	人日		▲10,103	▲8,068	▲6,077	6,191	7,519

【第1区域（一時預かり事業のみ）】

区分		現状 (H25)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み(A)	人日		12,331	11,902	11,482	11,198	10,918
確保 方策	認可保育所	5か所 定員48人 (+2人) [*]	5か所 定員48人 (+2人)	5か所 定員48人 (+2人)	5か所 定員48人 (+2人)	5か所 定員48人 (+2人)	5か所 定員48人 (+2人)
提供事業量(B)	人日	12,967	12,967	12,967	12,967	12,967	12,967
差異(B-A)	人日		636	1,065	1,485	1,769	2,049

※（ ）内は、提供事業量を算出する際に近隣区域間で定員数の調整を行ったもの。以降同様。

【第2区域（一時預かり事業のみ）】

区分		現状 (H25)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み(A)	人日		11,680	11,273	10,876	10,606	10,341
確保 方策	認可保育所	5か所 定員44人 (-7人)	6か所 定員50人 (-7人)	6か所 定員50人 (-7人)	6か所 定員50人 (-7人)	6か所 定員50人 (-7人)	6か所 定員50人 (-7人)
提供事業量(B)	人日	9,717	11,277	11,277	11,277	11,277	11,277
差異(B-A)	人日		▲403	4	401	671	936

【第3区域（一時預かり事業のみ）】

区分		現状 (H25)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み(A)	人日		9,117	8,800	8,489	8,279	8,072
確保 方策	認可保育所等	1か所 定員15人 (+2人)	1か所 定員15人 (+2人)	1か所 定員15人 (+2人)	1か所 定員15人 (+2人)	2か所 定員31人 (+2人)	2か所 定員31人 (+2人)
提供事業量(B)	人日	4,323	4,323	4,323	4,323	8,483	8,483
差異(B-A)	人日		▲4,794	▲4,477	▲4,166	204	411

【第4区域（一時預かり事業のみ）】

区分		現状 (H25)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み(A)	人日		6,913	6,672	6,437	6,277	6,120
確保 方策	認可保育所等 子ども家庭支援センター	1か所 定員8人 (+7人)	1か所 定員8人 (+7人)	1か所 定員8人 (+7人)	1か所 定員8人 (+7人)	2か所 定員18人 (+7人)	2か所 定員18人 (+7人)
提供事業量(B)	人日	4,030	4,030	4,030	4,030	6,630	6,630
差異(B-A)	人日		▲2,883	▲2,642	▲2,407	353	510

【第5区域（一時預かり事業のみ）】

区分		現状 (H25)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み(A)	人日		6,692	6,459	6,231	6,077	5,925
確保 方策	認可保育所等	近隣区域 調整分 (+2人)	1か所 定員6人 (+1人)	1か所 定員6人 (+1人)	1か所 定員6人 (+1人)	2か所 定員22人 (+1人)	2か所 定員22人 (+1人)
提供事業量(B)	人日	488	1,853	1,853	1,853	6,013	6,013
差異(B-A)	人日		▲4,839	▲4,606	▲4,378	▲64	88

【第6区域（一時預かり事業のみ）】

区分		現状 (H25)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み(A)	人日		11,730	11,322	10,922	10,652	10,385
確保 方策	認可保育所	4か所 定員59人 (-6人)	4か所 定員59人 (-5人)	4か所 定員59人 (-5人)	4か所 定員59人 (-5人)	4か所 定員59人 (-5人)	4か所 定員59人 (-5人)
提供事業量(B)	人日	13,715	13,910	13,910	13,910	13,910	13,910
差異(B-A)	人日		2,180	2,588	2,988	3,258	3,525

イ 幼稚園における在園児を対象とした一時的な預かり（預かり保育）

<基本情報>

事業概要	幼稚園において、通常の利用日及び利用時間以外に在園児を預かる事業
事業提供区域	市内全域を1区域として設定
目標事業量の見込みの設定	市民意向調査に基づくニーズ量の推計により設定

<確保方策の方向性・考え方>

現在、全私立幼稚園（17園）において実施している預かり保育によりニーズに応じた提供体制が確保されています。

<事業計画（平成27～31年度）>

【市内全域】

区分		現状 (H25)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み(A)	人日		197,080 (152,803) [※]	192,876 (149,543)	188,765 (146,356)	185,960 (144,181)	183,199 (142,040)
確保方策		全私立幼稚園(17か所)で実施					
提供事業量(B)	人日		197,080 (152,803)	192,876 (149,543)	188,765 (146,356)	185,960 (144,181)	183,199 (142,040)
差異(B-A)	人日		0	0	0	0	0

※ ()内は内書きで、2号認定の子どもによる定期的な利用に係る事業量。

(4) 病児保育（病児・病後児保育）事業

<基本情報>

事業概要	児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業
事業提供区域	市内全域を1区域として設定
目標事業量の見込みの設定	市民意向調査に基づくニーズ量の推計により設定

<確保方策の方向性・考え方>

現在、病児・病後児保育事業を実施している2か所において、事業を継続して実施します。
また、保育中の児童を対象とした体調不良児対応型病児保育を実施する保育所に対して、引き続き支援を行います。

<事業計画（平成27～31年度）>

【市内全域】

区分		現状 (H25)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み(A)	人日		2,603	2,549	2,495	2,459	2,424
確保方策		2か所 定員10人					
提供事業量(B)	人日	2,912	2,912	2,912	2,912	2,912	2,912
差異(B-A)	人日		309	363	417	453	488

施策目標3 母と子どもの健康支援

施策6 母子保健の充実

1 現状と課題

母子の健康管理と健全育成のためには、妊娠期からの子育て不安の解消に向けた支援が重要となっており、母子健康手帳交付時に適切な情報提供を行うとともに、各種健診や教室、予防接種、新生児訪問などを実施しています。また、出産前後の家庭の育児や家事を支援することにより、出産や育児に係る母親の負担感の軽減を図っています。

育児に対する強い不安や望まない妊娠、核家族化による孤立した育児環境などの問題への対応については、将来の児童虐待防止の観点からも、妊娠期から支援を要する妊婦を早期に把握し、継続的な支援につなげることが重要です。

支援に当たっては、関係部課で必要な情報を共有して対応するほか、医療機関、保育所等を始めとした関係機関と連携しながら、個々のケースに迅速に対応することが求められています。

2 施策の方向性

子どもの健全育成に大きく影響を与える母親への健康支援や、全ての子どもに対する各種健診や予防接種事業が円滑に行われるよう、医療機関等との連携を強化して支援体制の充実を図るほか、母子健康手帳交付や新生児訪問などの様々な機会を捉え、また多様な媒体を通じて、母子保健や子育て支援に関する適切な情報提供を行い、安心して育児に取り組めるよう支援します。

また、今後も引き続き出産前後の家庭への支援を実施し、出産や育児に係る母親の負担感の軽減を図っていきます。

3 重点的取組

項目名	計画期間中（平成27～31年度）の取組内容
母子健康づくり支援事業	○妊娠期から、様々な機会を捉えて母子保健や子育てに関する情報提供を行うとともに、支援を要する妊婦の早期把握に努めます。 ○妊婦健康診査を実施し、妊娠期の健康管理の充実を図ります。 ○適切な時期に乳幼児の各種健診や訪問を行い、発育と発達の状況把握や疾病の早期発見を通じて医療につなげるなど、一人ひとりに応じた保健指導を行います。
妊産婦育児教室事業	妊娠・出産、育児に安心して取り組めるよう、妊娠から育児期間中の親子を対象とした各種教室を開催します。
定期予防接種	感染のおそれのある病気の発生及びまん延を予防するため、各種予防接種を実施し、子どもの健康を守ります。

4 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」

(1) 妊婦健康診査

<基本情報>

事業概要	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業
事業提供区域	市内全域を1区域として設定
目標事業量の見込みの設定	0歳の推計人口の97%に設定

<確保方策の方向性・考え方>

保健センターにおいて現行の事業を継続して実施します。

<事業計画（平成27～31年度）>

【市内全域】

区分		現状 (H25)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み(A)	人 (人回)※	/	1,986 (27,804)	1,935 (27,090)	1,884 (26,376)	1,847 (25,858)	1,810 (25,340)
確保方策		実施機関: 都内協力医療機関 実施回数: 14回分					
提供事業量(B)	人 (人回)	/	1,986 (27,804)	1,935 (27,090)	1,884 (26,376)	1,847 (25,858)	1,810 (25,340)
差異(B-A)	人 (人回)	/	0	0	0	0	0

※ ()内は、健診の延べ回数。

(2) 乳児家庭全戸訪問事業（新生児訪問）

<基本情報>

事業概要	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
事業提供区域	市内全域を1区域として設定
目標事業量の見込みの設定	0歳の推計人口の96%に設定

<確保方策の方向性・考え方>

保健センターにおいて現行の事業を継続して実施します。

<事業計画（平成27～31年度）>

【市内全域】

区分		現状 (H25)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み(A)	人		1,966	1,915	1,865	1,828	1,792
確保方策		実施機関:保健センター 実施体制:助産師 9人 保健師10人					
提供事業量(B)	人		1,966	1,915	1,865	1,828	1,792
差異(B-A)	人		0	0	0	0	0

施策目標4 ひとり親家庭への支援

施策7 ひとり親家庭の自立や就業への支援

1 現状と課題

離婚の増加などの様々な要因により、ひとり親の世帯数は増加傾向にあります。また、市民意向調査結果からは、ひとり親家庭の4割以上がパート・アルバイト雇用などの非正規の仕事に就いていることが分かります。

ひとり親家庭の親が経済的に自立し、安心して生活が送れるようにするためには、相談窓口や経済的自立に向けた各種支援制度の周知を図るとともに、ハローワークとの連携により、資格の取得を含めた就業支援を推進し、安定した収入と就業の継続を維持する必要があります。

2 施策の方向性

ひとり親家庭からの様々な相談に応じ、経済的・精神的に自立した生活を送ることができるよう、各種情報提供を積極的に行います。

また、就業につながる資格取得のための支援やハローワークと連携した就業支援を行うなど、安定した収入と継続した就業が維持できるように支援を行うほか、日常生活を営むのに支障があるひとり親家庭にホームヘルパーを派遣するなど、必要な支援を行います。

3 重点的取組

項目名	計画期間中（平成27～31年度）の取組内容
ひとり親家庭自立支援相談	ひとり親家庭からの相談に応じ必要な情報提供や支援を行い、自立を促します。
ひとり親家庭自立支援事業	ひとり親家庭に対して、資格取得の支援や就業支援を行うことで経済的な自立を促すほか、ホームヘルパーを派遣して日常生活の援助を行い、安定した生活が維持できるよう支援します。

施策8 ひとり親家庭の経済的負担の軽減

1 現状と課題

我が国の子どもの貧困率は年々悪化し、国では子どもの貧困対策を総合的に推進するための枠組みづくりが進められています。こうしたなか、ひとり親家庭では、子どもの貧困率が50%を超えるなど、その経済状況が良くないことが指摘されており、ひとり親家庭が経済的に安定した生活の下で、子どもを健全に育てることができるよう、各種手当の支給や医療費の助成を行い、経済的負担を軽減する必要があります。

2 施策の方向性

ひとり親家庭に各種手当の支給及び医療費の助成を行い、経済的負担の軽減を行います。

3 重点的取組

項目名	計画期間中（平成27～31年度）の取組内容
ひとり親家庭対象手当支給事業	国・東京都の動向を注視しながら、児童扶養手当及び児童育成手当をそれぞれ対象となる家庭に適正に支給します。
ひとり親家庭等医療費助成	国・東京都の動向を注視しながら、対象となる家庭に適正に医療費の助成を行います。

施策目標 5 配慮が必要な子どもと家庭への支援

施策 9 児童虐待防止対策の推進

1 現状と課題

地域の子育てひろばや子育てのサービス、関係機関とのネットワークを年々充実させることによって、児童虐待の重篤な事件の防止を図っています。しかし、育児不安のある保護者の割合は顕著には減少しておらず、逆に児童虐待の新規相談件数が増加しています。児童虐待は、未然防止と早期の発見・対応をすることで重篤化を防止し、世代間連鎖を断つことが重要です。また、被虐待児童に対する心理面を含めた支援の充実が求められています。

2 施策の方向性

通告義務を始めとする児童虐待に関する知識の普及啓発を進め、地域との連携により、育児不安の軽減や児童虐待の未然防止・早期発見に努めます。

妊娠中からの支援や児童虐待への対応については、関係機関とのネットワークを更に充実させて、緊密に連携するなかで対応します。また、養育者への支援とともに被虐待児童自身への支援も関係機関とのネットワークを活用し充実します。

3 重点的取組

項目名	計画期間中（平成27～31年度）の取組内容
児童虐待防止の普及啓発	将来子育てをする世代、子育て中の世代、子育て卒業世代など対象者を拡大し、対象者に合った普及啓発やインターネットなど多様な媒体を活用した普及啓発を充実します。
要保護児童対策地域協議会	○妊娠期からの支援を効果的に行うため、医療・保健分野との連携を更に充実します。 ○養育者の支援とともに被虐待児童への支援について関係機関で役割分担し、被虐待児童へ安心できる養育環境の提供を行い、心身のケアを充実します。

4 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」

養育支援訪問（育児支援家庭訪問）事業

<基本情報>

事業概要	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業
事業提供区域	市内全域を1区域として設定
目標事業量の見込みの設定	過去の実績の平均値に基づき設定

<確保方策の方向性・考え方>

子ども家庭支援センター「たち」において、現行の事業を継続して実施します。なお、様々な養育支援に対応できるように、訪問員の職種の充実を図ります。

<事業計画（平成27～31年度）>

【市内全域】

区分		現状 (H25)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み(A)	世帯 (人)※		70 (121)	70 (121)	70 (121)	70 (121)	70 (121)
確保方策		実施体制: 専門訪問員24人 学生訪問員7人	実施体制: 専門訪問員25人 学生訪問員10人				
提供事業量(B)	世帯 (人)		70 (121)	70 (121)	70 (121)	70 (121)	70 (121)
差異(B-A)	世帯 (人)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

※ ()内は、世帯数を児童の人数に換算し直したものの。

施策10 障害児施策との連携

1 現状と課題

療育が必要な子どもや障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばしながら成長していくためには、関係機関が緊密に連携を図り、一人ひとりの状況に応じた支援を行うことが大切です。障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び障害福祉サービスの利用支援等を行う障害者相談支援事業所を中核とした支援体制の下、保健センターや子ども家庭支援センター、保育所・幼稚園などの子ども・子育てを支援する機関は、障害等の早期把握に努め、経過観察や専門機関の紹介などにより適切な支援につなげています。

2 施策の方向性

子ども・子育てを支援する関係機関は、障害者相談支援事業所を中核とした連携の強化を図り、療育が必要な子どもや障害児、その家族に対する切れ目のない支援を行うとともに、障害等の早期把握と適切な支援につなげる取組を進めます。

3 重点的取組

項目名	計画期間中（平成27～31年度）の取組内容
障害等の早期把握・早期対応への支援	保健センターや子ども家庭支援センター、保育所・幼稚園などの子ども・子育てを支援する各関係機関において、療育が必要な子どもや障害児の早期把握に努めるとともに、早期対応が図られるよう、保護者への相談支援や必要な働きかけを行うなど、適切な支援につなげる取組を進めます。
保育所及び学童クラブにおける障害児の受入れ	保育所及び学童クラブにおいて引き続き障害児の受入れを実施します。なお、保育所においては新設時などに合わせて障害児入所定員枠を拡大します。

施策目標6 青少年の健全育成

施策11 小学生の放課後の居場所づくり

1 現状と課題

新制度では、学童クラブの対象児童が小学校6年生までに拡大されるため、入会児童数の増加が想定されます。放課後子ども教室事業と連携することにより、受入量の確保を図る必要があります。

放課後子ども教室事業については、ニーズに合わせた実施時間の見直しや、高学年にも魅力的な運営が今後の課題となっています。

2 施策の方向性

各学校においては、児童の健全育成に携わる地域の方、教育委員会及び子ども家庭部が連携した検討・協議の場を設置し、放課後に活用できる学校施設の活用計画等を策定するなど、総合的な放課後対策を推進します。

また、学童クラブの利用を希望する児童のニーズを分析し、放課後子ども教室事業の実施時間や学童クラブとの共同プログラムの見直しを図りながら、ニーズに対応する供給量を両事業が連携するなかで確保します。

また、学校から離れた、地域における児童の安全な居場所の一つである文化センターでは児童館に指導員を配置し、児童に健全な遊びの提供とその健康を増進し情操を豊かにする活動を行います。

3 重点的取組

項目名	計画期間中（平成27～31年度）の取組内容
学童クラブと放課後子ども教室事業の連携方策の推進	今後の学童クラブ入会希望者の需要を注視し受入環境の整備を図るとともに、民間活力の導入を視野に入れつつ、放課後子ども教室事業との更なる連携又は一体的な運営を進めます。

4 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」

放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

<基本情報>

事業概要	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
事業提供区域	市内全域を1区域として設定
目標事業量の見込みの設定	市民意向調査に基づくニーズ量の推計により設定

<確保方策の方向性・考え方>

小学校3年生までについては、要件を満たす申込者の全員の受入れを継続して実施します。また、新たにニーズへの対応が必要とされる小学校4年生以上については、学童クラブと放課後子ども教室事業との連携又は一体的な運営により対応します。

<事業計画（平成27～31年度）>

【市内全域】

区分		現状 (H25)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み(A)	人		2,661 (873)*	2,611 (866)	2,562 (859)	2,528 (855)	2,494 (850)
確保方策		学童クラブを全小学校区ごとに実施 放課後子ども教室を全小学校区ごとに実施					
提供事業量(B)	人		2,661 (873)	2,611 (866)	2,562 (859)	2,528 (855)	2,494 (850)
差異(B-A)	人		0	0	0	0	0

※ ()内は内書きで、小学校高学年に係る事業量。

施策12 青少年健全育成活動の推進

1 現状と課題

青少年の健全育成のため、青少年対策地区委員会等の関係機関と連携し、地域パトロールや環境浄化活動を実施しているほか、専門の知識を有するNPO等と協働し相談体制の充実化を図っています。

しかし、青少年を取り巻く環境は、核家族化や家庭内のコミュニケーション不足、新たな情報機器の普及などにより年々悪化し、非行の低年齢化やいじめの深刻化など様々な問題につながっています。

また、ひきこもりやニートなど社会生活に困難を抱える青少年も増加し、その対応も大きな社会問題となっています。

2 施策の方向性

「府中市青少年健全育成基本方針」に基づき、青少年が地域の中で健全に成長できるよう、家庭、地域、学校、警察等と更に連携・協働し、青少年健全育成活動の推進に努めます。

また、ひきこもりやニートなど社会生活に困難を抱える青少年への対応については、国や東京都の健全育成に関する動向を踏まえつつ、「府中市青少年健全育成基本方針」に沿って、自立を促す総合的な支援を計画的に進めます。

3 重点的取組

項目名	計画期間中（平成27～31年度）の取組内容
青少年健全育成強調事業と青少年健全育成市民活動の推進	市民や青少年対策地区委員会・健全育成協力店等の関連団体と連携し、青少年を取り巻く社会環境の浄化、非行防止など青少年の健全育成強調事業を推進するとともに、青少年が世代を超えて様々な人々との交流を持つ機会や場を拡充し、地域社会で青少年の健全育成を支援します。
子ども・若者自立支援体制の構築	「子ども・若者育成支援推進法」の基本理念にのっとり、ひきこもりやニート等の状況について調査・研究を継続的に行い、様々な相談内容に応じることのできる総合相談窓口を整備します。また、庁内関係課、NPO等の関係機関等とのネットワークを構築し、子ども・若者の自立に向けた支援体制の整備に努めます。

施策目標7 子育て家庭の経済的負担の軽減

施策13 児童手当の支給

1 現状と課題

子育てに係る様々な費用負担の軽減を図るため、現在、児童手当を中学校3年生（15歳に達する日以後の最初の3月31日）までの児童がいる家庭を対象として支給しています。

今後も引き続き国の動向を注視し、情報を収集しながら、適切に対応することが必要です。

2 施策の方向性

子育て中の家庭に対し、手当を支給することで経済的負担が軽減され、市民が安心して出産し、子育てできる環境を目指します。

3 重点的取組

項目名	計画期間中（平成27～31年度）の取組内容
児童手当の支給	国の動向を注視しながら、適正に児童手当を支給します。

施策14 子ども医療費の助成

1 現状と課題

子育てに係る様々な費用負担の軽減を図るため、現在、中学校3年生（15歳に達する日以後の最初の3月31日）までの児童を対象に医療費の助成を行っています。

今後も引き続き国・東京都の動向を注視し、情報を収集しながら、適切に対応することが必要です。

2 施策の方向性

子育て中の家庭に対し、医療費を助成することで経済的負担が軽減され、市民が安心して出産し、子育てできる環境を目指します。

3 重点的取組

項目名	計画期間中（平成27～31年度）の取組内容
子ども医療費の助成	国・東京都の動向を注視しながら、適正に医療費の助成を行います。